



## インドネシアへの輸出にかかわる ハラール認証法について

勝 田 英 紀

**要旨** 日本の農産物および加工食品産業の未来は、海外への輸出にかかっている。その輸出先は、今後人口が大きく増加すると予測されるイスラーム文化圏の国々が有望である。イスラーム文化圏で人口最大のインドネシアでは、2019年10月17日にハラール認証法が施行された。この法律は、他のイスラーム諸国に影響を与えることが予想されるため、インドネシアのハラール認証の内容を理解する必要がある。さらに、農産物、加工品、化粧品や医薬品などの商品そのもののハラールのみではなく、運送等のサービスについてもハラール認証が必要となった。そこで、インドネシアの新法についての内容と状況を検討し、どのように対処するかを考える。

**Abstract** The future of Japanese agriculture and processed-foodstuff industry depends on their export activities. The export target countries are the Islam cultural sphere countries that their population will increase greatly from now on. In Indonesia which is the greatest country in the Islam cultural sphere, the new halal certification Law was enforced on October 17, 2019. As the new law is decisive to affect other Islam countries, it is considered the contents of this new certification and understood the significance of acquiring a halal certification. Furthermore, it is important that the halal certification is needed and applied not only on merchandise such as agricultural products, processed foods cosmetics and medicines, but on Logistics Services etc.

Then, I examine content and current status about the new halal law of Indonesia, and consider how we cope with it.

**キーワード** インドネシア, イスラーム, ハラール認証法, 農産物, 加工食品  
**原稿受理日** 2022年1月11日

## I. はじめに

日本の農業および食品産業は、少子高齢化による食料消費・購入の減少が始まっていることから、無策のままではと2050年の農産物および商品産業の市場規模は現在の4分の3にまで縮小する恐れがあると考えられている。その結果、農業及び食品産業は、国内市場のみに頼ることができなくなり、海外に農産物あるいは加工食品を輸出してゆくことを考えなければならなくなっている。

日本の農産物および加工食品の輸出先としては、今後人口が大きく増加すると予測されるイスラーム文化圏が有望とされており、日本のみならず全世界の食品産業がイスラーム文化圏に注目している。しかし、イスラーム文化圏への食品輸出には、ハラール（ハラールと称する場に合もあるが、イスラーム教会等ではハラールと称しているので、本稿ではハラールと称する。）認証<sup>(1)</sup>の問題がネックとなっている。そこで、イスラーム文化圏で人口が2億5,000万人で、世界最大のイスラーム教国であるインドネシアにおけるハラール認証の現状を検証する必要があると考える。また、インドネシアはイスラーム文化圏では、在留日本人数が約21,000人のマレーシアに次いで約16,000人<sup>(2)</sup>と多く、日本とも経済や文化の面でつながりが深く、日本と相互に影響し合っている国であり検討の対象となると考える。

ハラール認証に関する先行研究では、ハラール認証を伴うインバウンドに関連する先行研究が近年非常に多い。先行研究の大きな特徴として、杉山（2017）<sup>(3)</sup>、發地・市川・吉岡（2017）<sup>(4)</sup>、山梨（2017）<sup>(5)</sup>、中尾・中川（2016）<sup>(6)</sup>のように、2013年9月に2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催が決定したことや、同年12月に「和食」がユネスコの無形文化遺産に登録されたことにより、より多くの訪日外国人旅行者が来日

---

(1) 日本ハラール推進協会、「ムスリムフレンドリーツーリズム認証要求事項：旅行代理店がムスリムフレンドリーツーリズム認証を取得するための基準が分かる Kindle 版」

(2) 外務省海外在留邦人数調査統計、<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/tokei/hojin/index.html>

(3) 杉山維彦、「ハラールに関する先行研究とハラール・ビジネスの現状：ムスリム・インバウンドを対象とした「ハラール」について」、日本観光研究学会全国大会学術論文集 Proceedings of JITR annual conference 32, 369-372 ページ, 2017年12月

(4) 發地喜久治・市川治・吉岡徹、「東アジアにおけるハラール認証システム」、酪農学園大学紀要 人文・社会科学編, 第42巻第1号, 1-7 ページ, 2017年10月

(5) 山梨杏菜、「日本におけるハラール認証と食肉（特集 食肉と消費をめぐる動き）」、生活協同組合研究 499号, 50-52ページ, 2017年8月

(6) 中尾美千代・中川伸子、「日本におけるハラール食：京都の和食レストランへの調査」, 神戸女子短期大学紀要 第61号, 107-116ページ, 2016年3月

すると予測されることから、インバウンドビジネスに必要なハラール認証の取得をテーマとする論文が多く発表された。現実には、2004年に15万人程度であった訪日ムスリム（Muslim：インドネシア語、アラビア語；イスラーム教徒を意味する。以降イスラーム教徒をムスリムと称する。）が2016年には4倍以上の70万人になり、2018年には100万人を超え、2020年には140万人に達するのではないかと予測されていた<sup>(7)</sup>。しかし、2019年冬より、新型コロナウイルス（COVID-19）による感染症のパンデミック<sup>(8)</sup>により、2022年3月末現在、全世界で約4億9,000万人以上が感染し<sup>(9)</sup>、日本でも約670万人以上<sup>(10)</sup>が感染しており、世界中のほとんどの国が渡航制限を行なっているため、全世界的に旅行者が激減している。

また、東京オリンピック・パラリンピックは2021年に延期され、オリンピック開催中の2021年8月には、東京圏や大阪などでは、新型コロナウイルスに対する緊急事態宣言が発せられ、旅行者の減少による観光分野での経済的落ち込みが激しい。しかし、このパンデミックが収まれば、また多くのムスリムが来日することが予想され、ムスリムの食事対応をどうするかについて前もって検討しておく必要がある。感染症が起る前の段階では、ハラールとは何かについて論じ、さらにハラール認証をとる必要性を各飲食店に啓蒙する必要があること、並びに食品加工業者にもハラール認証をとる必要性があることを啓蒙する論文が多く報告されている。

もう一つの先行研究の流れとしては、ムスリムの日本国内のインバウンド需要から発展し、食品のイスラーム文化圏への輸出をテーマとする論文である。村上（2018）<sup>(11)</sup>、本郷・本郷（2018）<sup>(12)</sup>、窪田・耕野（2016）<sup>(13)</sup>等の論文は、今後人口増加が大きくなるイス

---

(7) Pamela Ambler, 「訪日ムスリム観光客は140万人突破へ、高まるインバウンド需要」, Forbes (ビジネス), 2017/12/13 07:00 <https://forbesjapan.com/articles/detail/18907>

(8) パンデミック（英：pandemic）とは、ある感染症（伝染病）の世界的な大流行を表す語句であり、2019年12月以降、新型コロナウイルス（COVID-19）による急性呼吸器疾患が中国の湖北省東部の武漢市から流行しはじめ全世界に広がった。この感染症に対して、WHOは2020年3月11日ようやく「新型コロナウイルスの流行について、パンデミック相当である」との見解を示した。2020年3月22日時点では、全世界161か国で約28万人の感染者と1万2,000人以上の死者が出ている。

(9) NHK, 「新型コロナウイルス 世界の感染状況」, <https://www3.nhk.or.jp/news/special/coronavirus/world-data/>

(10) YAHOO! ニュース, 「新型コロナウイルス感染症まとめ」, <https://news.yahoo.co.jp/pages/article/20200207>

(11) 村上雄哉, 「輸出に向けたイスラーム食品市場の概観」, 醸協 第111巻11号, 728-735 ページ, 2018年8月

(12) 本郷学・本郷正之, 「日本の農産物のイスラーム圏宛輸出促進に向けたハラール認証取得の提案」, 経営情報学会 全国研究発表大会要旨集 2018, 174-177 ページ, 2018年5月

(13) 窪田さと子・耕野拓一, 「マレーシアにおける北海道産食品の評価と日本企業のハラール認証への対応と課題」, 畜産の情報 第315号, 36-45ページ, 2016年1月

ラーム文化圏である中東アジア・南アジア・東南アジアへの食品輸出にハラール認証が必要という観点から、ハラール認証を説明する論文がほとんどである。

イスラーム文化圏への日本の農産物や食材の輸出をテーマとする理由は、サウジアラビア、UAE等の中東諸国や東南アジアのインドネシア、マレーシアやブルネイでは、神戸牛、松阪牛、近江牛をはじめとする和牛の人気の急激に高まっている。さらに、肉料理の調味料として、味噌、しょうゆ、焼き肉のたれやポン酢しょうゆなどのソース混合調味料などの牛肉消費に関連する加工食品の輸出が増加してきたことから、和食全体についてもブームを盛り上げるようになってきている。

また、インドネシアでは、2019年10月よりインドネシア国内を流通する食品・化粧品・医薬品等の商品のみならずサービスの分野にもハラール認証を義務付ける法令が施行された。この法律に関しては、インドネシア産業界からは、コスト増につながるものである、あるいは輸入障壁になるかもしれないという懸念が上がっていた<sup>14)</sup>。

今後、インドネシアと同様の法令を定めるイスラーム文化圏の国が出てくる可能性は非常に高い。今まではイスラーム諸国が各国ばらばらであったハラール認証の内容もこのような統一的な法令ができあがると、相互承認の方向性も出てきており、インドネシアとマレーシアでは、ハラールを相互に承認している。さらには、日本ハラール協会のように、日本国内において、各国の認証を取得することも可能となってきた。

この状況下で2019年10月に施行されたインドネシアの新規のハラール承認制度は、他のイスラーム諸国に影響を与えることが必定となってきたため、インドネシアにおけるハラール認証とは本来いかなるものかを考え、ハラール認証を取得することとはどういうことかを正確に理解し、商品そのもののハラールのみではなく、運送等のサービスについてもハラール認証が必要となった。そこで、インドネシアの新法についての内容と状況を検討し、どのように対処するかを考える。

## II. イスラーム文化圏とは

米調査機関ピュー・リサーチ・センター<sup>15)</sup>は、世界人口をキリスト教、イスラーム教、ヒンズー教、仏教、ユダヤ教、伝統宗教、その他宗教、無信仰の8つに分類し、地域別

<sup>14)</sup> SankeiBiz, 「ハラール認証法、産業界で懸念の声 インドネシア、審査義務付けでコスト増」 2016年11月3日, <http://www.sankeibiz.jp/macro/news/161103/mcb1611030500017-n1.htm>

<sup>15)</sup> 米調査機関ピュー・リサーチ・センター <http://www.pewresearch.org/>

インドネシアへの輸出にかかわるハラール認証法について（勝田）

などに人口動態を調査し、2010年から2050年までの40年間の変動予測を作成した。世界の宗教別人口は、キリスト教徒が最大勢力であり、2010年のキリスト教徒は約21億7,000万人、ムスリム（イスラーム教徒）は約16億人で、それぞれ世界人口の31.4%と23.2%を占めている。2050年には、ムスリムは27億6,000万人（29.7%）となり、キリスト教徒の29億2,000万人（31.4%）に人数と比率で急接近する。

表1のピュー・リサーチ・センターによる推計では、ムスリムの人口は、2010年のデータでは、2億400万人でインドネシアが1位であり、1億7,800万人のパキスタンが2位であるが、20年後の2030年の推計では、人口増加のスピードの高いパキスタンが2億5,600万人となりインドネシアを抜いて1位になると予想している。インドのムスリム人口は、2014年の時点で1億8,000万人を超えていると推定され、世界第3位であるが、インド国内の総人口が約13億8,000万人と推計され、その80%以上がヒンドゥー教であるため、ムスリムの人口比は約13%にしかならず、インド全体では少数派となっている。

表1 ムスリムの人口順位予測

2010年			2030年		
1	インドネシア	204,847,000	1	パキスタン	256,117,000
2	パキスタン	178,097,000	2	インドネシア	238,833,000
3	インド	177,386,000	3	インド	236,182,000
4	バングラデシュ	148,607,000	4	バングラデシュ	187,506,000
5	エジプト	80,024,000	5	ナイジェリア	116,832,000
6	ナイジェリア	75,728,000	6	エジプト	105,065,000
7	イラン	74,819,000	7	イラン	89,626,000
8	トルコ	74,660,000	8	トルコ	89,127,000
9	アルジェリア	34,780,000	9	アフガニスタン	50,527,000
10	モロッコ	32,381,000	10	イラク	48,350,000

出典：ピュー・リサーチ・センター <http://www.pewresearch.org/>

イスラーム教は、アラビア半島で誕生した宗教であり、聖地はサウジアラビアのメッカ及びメディナ、さらにイスラエルのエルサレムの3か所である。聖地から考えると「イスラーム＝中東」であるが、前述の人口数からは「イスラーム＝アジア」とムスリムの居住地域の半数以上を占めるのは、アジアである。

世界の地域別ムスリム人口と、世界総ムスリム人口に対する割合を示した統計では、ムスリム人口は2010年の時点で、全世界で総数約16億人であり、そのうちの10億人がアジアに居住しており、総数からの割合では62.1%を占める。ピュー・リサーチ・センターの同シミュレーション予測のその後の調査では、2050年までの変動がその後も同様に継続すると仮定した場合、2070年にはムスリムとキリスト教徒が世界人口の32.3%ずつで拮抗し、2100年にはムスリムが35%に達してキリスト教徒を1ポイント上回ると予測している。

### Ⅲ. ムスリムとハラール

#### 3-1 ハラールの現況

日本ハラール協会<sup>(16)</sup>やハラール・ジャパン協会<sup>(17)</sup>によると、イスラームの教えで「許されている」という意味のアラビア語が「ハラール：Halal」である。反対に「禁じられている」と言う意味の言葉が「ハラーム：Haram」である。ハラームのことを「ノンハラール：Non-halal」という言い方もある。ハラールやハラームは、「もの」や人の行動が「神に許されている」のか「禁じられている」のかを示す考え方であり、例えば、食べてはいけないもの、あるいは嘘をついたり物を盗んだりすることは「ハラーム」とされる。

ハラールとは、神に従って生きるムスリムの生活全般に関わることであり、ハラールマーケットは、日々の生活全てに関わる商品やサービスなどの提供を含んだとても幅の広いマーケットを意味する。そこで、ハラールマーケットの対象商品は、日本を含む仏教や儒教を信奉するものには理解しにくく、キリスト教徒は異教徒であることを意識してしまい、事業化しにくいといわれている。

現実のムスリムの地理的マーケットは、東南アジア・南西アジア・中央アジア・トルコ・中東・北アフリカなど世界57か国、世界人口の約4分の1が対象となる広大なマーケットである。

#### 3-2 拡大するムスリム市場

世界では、ムスリムを対象にした「ハラール市場」が拡大しているが、その要因とし

---

(16) 日本ハラール協会 <https://jhalal.com/>

(17) 一般社団法人ハラール・ジャパン協会 <http://www.halal.or.jp/about/>

てはムスリムの多い国での人口増加が挙げられる。インドネシアのムスリムは全人口約2億5,000万人中約2億人以上で、国民の約80%以上を占めており、そのムスリム人口は現在世界1位である。

また、ムスリムの全体の人口増加に伴い、中間所得層や富裕層も急増していることから、ハラール市場の拡大は、人口増加と所得増加により加速度的に高まっていくと考えられる。成長を続ける巨大なイスラーム市場は、2030年には人口が約22億人に増加すると予測され、食品市場は年間200兆円に拡大すると推測されており、全世界の農業および加工食品産業にとって将来的に非常に魅力ある市場と考えられている<sup>(18)</sup>。

しかし、現実には、ムスリム以外のキリスト教や仏教などの宗教に根付いた国の企業の多くがイスラーム市場への参入に成功していない。この原因は、ハラール認証制度およびイスラーム教文化圏の市場に対する、多くの誤解あるいは理解のずれが生じているといわれている。例えば、犬や豚あるいは豚の抽出成分やアルコールを含まない製品を作り認証を取得すれば、巨大なイスラーム市場に簡単に進出できるというわけではないのである。

### 3-3 ハラールの注意点

今後、訪日観光客向けのサービス業（飲食店など）のみならず、ムスリムの国々への輸出では、経済発展から中間所得層や富裕層が拡大を受け、外食などの飲食においては従来の屋外の屋台から高級な店舗での消費が高まり、さらに消耗品やアパレル製品等の販売が急増し、特に高級ブランドの売れ行きが好調となってきている。

ムスリム市場の拡大が特に著しいのが、マレーシアとインドネシアであり、訪日客も2019年にはマレーシアから約47万人、インドネシアから約40万人に達している<sup>(19)</sup>。そこで特にこれらの国で気をつけなければならないものを考えると、飲食品の取り扱いと女性に対するハラームであり、特に以下の3つのハラームが重要と考えられている。

#### (1) 食品関連のハラーム

犬・豚・ライオンやトラのような肉食動物・爬虫類・昆虫類およびこれらからの副産物はハラームであり、食べることを禁止されている。そして、水中でも陸上でも生きら

---

(18) 日本ハラール協会 <https://jhalal.com/>

(19) 日本政府観光局「2019年12月訪日外客数（JNTO 推計値）」[https://www.jnto.go.jp/jpn/news/press\\_releases/pdf/200117\\_monthly.pdf#search](https://www.jnto.go.jp/jpn/news/press_releases/pdf/200117_monthly.pdf#search)

れるカエル、カメやカニなどの生物もハラームである。牛・羊・鶏はハラールの食材であるが、イスラーム教の作法に沿って屠殺（とさつ）しなければならない。

また、一度でも豚を調理した包丁やまな板などを用いて他の食材を調理することはハラームである。さらに、ラードなどの豚の油やポークエキスなどの豚の抽出物を調味料等の材料として用いることもハラームである。

### (2) アルコール関連のハラーム

日本酒やビールといったアルコール飲料はハラームである。また、酒精としてアルコールが添加されている醤油や味噌もハラームである。味噌やしょうゆはイスラームの作法に則った形で製造されたハラーム認証を取得したものは輸出可能となる。飲料用のアルコールはハラームであるが、工業洗浄用アルコールや、消毒用のアルコールについては、あまり問題としないと考えられている。

### (3) 女性に対するハラーム

女性に対するハラームにも注意が必要である。イスラーム法の中では、女性の身分は低いとされてきた。現代では改善が見られ始めているものの、いまだに女性差別や軽視などが続いている地域もある。そして、信仰度合いの差や地域差もあるが、女性の親族以外の男性に触れられることがハラームとされている地域が多い。

また、女性は顔と手以外を隠し、近親者以外には目立たないようにしなければならないとする習慣が残る地域も多々残っている。そこで、女性の衣類においてもやはりハラームが関係してくる。2021年の東京オリンピックの際も中東諸国やアジアの国の女性がまもっていた布は「ヒジャブ」と呼ばれ、女性全員ではないが、多くの女性がまもっていた<sup>(20)</sup> ことに気がついた方も多いと思われる。一般的にヒジャブをどこまで覆うのかということは、信仰度合いによって異なる。ヒジャブを常時つけている人もいれば、礼拝や催事のときのみ着用をする人もいるようである。ヒジャブは非常にデリケートなものと考えられており、洗濯も大切になってくる。そこで、シャープはインドネシアでハラール認証を取得したヒジャブ用の洗濯機を2018年に販売し、好評を博している<sup>(21)</sup>。

(20) ヒジャブは言葉としては「覆うもの」という意味で、Khimar, Purdah とも呼ばれる。ムスリムの女性が覆っている布そのものの名称として使われるが、物理的な布のみを指しているわけではなく、実は行動や心のあり方を含む包括的な概念である。Note, 「なぜムスリム女性はヒジャブを被るのか」<https://note.com/studymuslimah/n/ne34d1f30c9e5>

(21) ジャカルタ新聞, 2018年3月22日, 「シャープ, ヒジャブ用洗濯機発表」<https://www.jakartashimbun.com/free/detail/40888.html>



また、同社は、インドネシア初のハラール認証を受けた冷蔵庫も発売した<sup>(22)</sup>。

### 3-4 イスラーム諸国の主要国における食品の消費・流通について

イスラーム諸国の中で、日本からの農林水産物・食品輸入が多いインドネシア、マレーシア、ブルネイでは、総人口に占めるイスラーム教徒の割合が大きいが、キリスト教徒やその他の宗教の信仰者もいる。そこで、一般的な市場ではハラールな商品とハラームな商品の両方が販売されている。小売店によっては、ハラールなものとハラームな商品の売り場が分かれていることもある。そこで、ムスリムはハラール認証を取得した証として、図1に掲げるハラールマークを確認して購入している。また、ハラールマークがない場合は、原材料を確認しながら、各自が商品購入を判断する。

中東地域のアラブ首長国連邦（UAE）、サウジアラビアなど、湾岸協力会議（GCC：Gulf Cooperation Council）加盟国では、原則として、「ハラールなもの」のみが国内を流通している。UAEのドバイでは、豚肉や酒類も流通しているが、イスラーム教徒の目に触れないように売り場が隔離されている。また、輸入・販売にあたっては特定のライセンスが必要となる。食肉・肉関連製品のみ、輸入時にハラール認証（ハラール屠畜証明書）が必要であるが、それ以外の食品のハラール性の確認は、輸入段階での商品登録における審査や、サンプル検査によって行われている。

図1において、ハラールマークの例を示している。上段左側がシンガポールのハラールマーク、右側がマレーシア、下段左がインドネシア、右側がオーストラリアのハラールマークである<sup>(23)</sup>。

またハラール認証については、インドネシアは海外とも相互認証しており、日本ハラール協会、ハラール・ジャパン協会や日本アジアハラール協会<sup>(24)</sup>などと同様に、SALICAはインドネシアのハラール認証機関 MUIの日本国内ハラール認証機関であるムスリム・プロフェッショナル・ジャパン協会（MPJA）と正式に提携しており、インドネシアへの進出支援の中で、ハラールに対する相談もワンストップで対応している<sup>(25)</sup>。

さらに、マレーシアのハラール（JAKIM）を取得するためには、マレーシア政府など

(22) Sankei Biz, 2018年8月6日, 「インドネシア, イスラーム市場取り込み ハラール認証, 食品以外にも拡大」, <https://www.sankeibiz.jp/macro/news/180806/mcb1808060500002-n1.htm>

(23) 知ろう, 学ぼう, 楽しもう ④ <http://www.jas.org.sg/magazine/yomimono/shiro/halal/halal.html>

(24) 日本ハラール協会 <https://jhalal.com/> 一般社団法人ハラール・ジャパン協会 <http://www.halal.or.jp/about/> NPO法人日本アジアハラール協会 <https://web.nipponasia-halal.org/service>

(25) SALICA <https://www.salica.jp/-halal>

のスタッフが日本に調査に訪れる必要があり、費用と労力、期間が掛かるが、日本で取得できるマレーシアのハラール準拠の日本のハラール認証は、JAKIM への変更もできない。ところが、インドネシアのハラール（MUI）準拠の日本国内ハラール認証機関「MPJA」は、国内で認定が受けられる（費用・労力・期間を最小限にできる）と共に、インドネシアに輸出する際にインドネシアハラールのロゴに変換することが可能となる。その結果、インドネシアでの販売はもちろんのこと、相互認証を受けている国に対して認知度のあるマークにてインドネシアから提供することができる。マレーシアのハラールとインドネシアのハラールも相互認証がされており、インドネシア向け、または国内観光客向けにハラール認証を取っておく場合には、日本国内ハラール機関「MPJA」も一考する必要がある。



図1 ハラールマークの例

出典：知ろう，学ぼう，楽しもう⑭

<http://www.jas.org.sg/magazine/yomimono/shiro/halal/halalhtml>



インドネシア・ウラマ評議会承認

図2 インドネシア日本ローカルハラール (FUJI HALAL)

図2のハラール認証の取得はあくまで食品の輸入時の条件であり、流通・小売の条件は販売先が設定するため、流通・小売業者から取引条件としてハラール認証（証明書）が求められる場合もある。特に、ホテルやレストランなどとの取引の場合、店舗側がハラール認証を取得している場合は、納入する食材にもハラール認証が求められる。

農林水産物・加工食品のイスラーム諸国への輸出では、各国の農水産物・食品の輸入制度のみならず、「ハラール産業」振興や国内流通制度に関わる政策、国際規格などとも関係する可能性があるため、最新の動向について情報収集していくことも重要となる。

表2 東南アジア諸国と湾岸協力会議国（GCC）加盟国とのハラールに対する認識比較

	東南アジア	湾岸協力会議国（GCC）加盟国
Q1 ハラールなが一般的に国内で流通しているか？	○ 中華系，他宗教徒も存在するため，流通している。	✕ 基本的にハラールなもの以外は存在しない
Q2 ハラールでなくても輸入できるか？	○ ハラールな食品も輸入可能である。	✕ 輸入段階でハラールか否かの判断を行う（審査，検査）
Q3 ハラール認証を取得していなくても輸入できるか？	○ ただし，食肉・肉製品にはハラールと畜証明書が必要	○ ただし，食肉・肉製品にはハラールと畜証明書が必要

(注) 湾岸協力会議（Gulf Cooperation Council）加盟国：アラブ首長国連邦，バーレーン，クウェート，オマーン，カタール，サウジアラビアの6か国，東南アジア：インドネシア，マレーシア，ブルネイの3か国

(出典) ジェトロ，「ハラール調査－農林水産物・食品の輸出と海外のハラール産業政策動向－(2018年3月)」，<https://www.jetro.go.jp/world/reports/2018/02/fc6966b6374be2ca.html>

## IV. インドネシアにおけるハラール新法について

### 4-1 ハラール新法への懸念

インドネシアは、2014年に「ハラール製品認証：Jaminan Produk Halal; JPH」(ハラール製品保証に関するインドネシア共和国法2014年33号)に関する法律が公布され、

2019年10月17日から施行された<sup>(26)</sup>。このハラール製品保証法は、国家が国民の利用する製品のハラール性の保護および保証をする目的で、前ユドヨノ政権時代の2014年10月17日に公布された。同法は、科学技術の発展により高度化した製品の加工によって、故意か否かにかかわらず、ハラールなものとハラームなものが混ざる可能性が高まったことや、国内で流通する全ての製品にハラール性が保証されているわけではないことを制定の背景としている<sup>(27)</sup>。

この新法に対して、2016年に産業界から懸念の声が上がっていた。現地紙「ジャカルタ・グローブ」によると、この法律は政府がつくるリストに基づいて国産・輸入製品にイスラーム教の戒律に沿ってつくられたことを示すハラール認証ラベルの貼付を原則として義務付けるものである。インドネシア政府が期待を寄せる新法であるが、インドネシア食品飲料製造業者協会（GAPMMI）の幹部は、ラベルの貼付が現在の自主的な申請方式から新法で義務化されることにより、「輸入に関しては参入障壁となりかねず、国内でも市場の成長の妨げとなりかねない」と主張する。また新法は、製品ではなく、原材料について個別にハラール認証審査を受けることを義務付けているため、企業にとっては製造コストの増加や開発期間の長期化といったマイナス効果が発生する恐れも懸念されていた<sup>(28)</sup>。

この点に敏感になっているのが、製造過程が複雑で多くの原材料を使用する医薬品や化粧品メーカーである。インドネシア医薬品協会（GPFI）幹部は、「低価格と高品質を両立した製品がくれなくなる」と主張している。化粧品業界団体の幹部も「化粧品には流行が重要であるにもかかわらず、メーカーがついていけなくなる」とし、ラベルを貼付した偽造品の増加につながりかねないとの懸念を示していた。

#### 4-2 新法の運用スケジュール

世界最大のムスリム国家であるインドネシアでは、ハラール認証製品の需要が当然高い。ハラール市場は食品分野だけで市場規模が100億ドル（2020年3月現在約1兆700億円）であり、2010年以降、年7～10%で成長しているとのことである。インドネシア

(26) NNA ASIA アジア経済ニュース、「ハラール認証の表示義務、きょうから施行」、<https://www.nna.jp/news/show/1962730>

(27) ジェトロ、「ハラール調査 農林水産物・食品の輸出と海外のハラール産業政策動向—(2018年3月)」[https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/\\_Reports/02/2018/fc6966b6374be2ca/halal\\_201803\\_rev.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/02/2018/fc6966b6374be2ca/halal_201803_rev.pdf)

(28) SankeiBiz 2016.11.3「ハラール認証法、産業界で懸念の声インドネシア、審査義務付けでコスト増」<https://www.sankeibiz.jp/macro/news/161103/mcb1611030500017-n1.htm>

産業省傘下の認証機関の責任者は、ハラールの需要拡大は世界共通の流れであると考えられている。世界のハラール市場において、中心的な存在になる」と述べ、同国の市場の大きさが武器になるとの認識とともに、新法の施行に向けた意欲を示した<sup>(29)</sup>。

ハラール商品保証法によりインドネシアに輸出する商品は、表3の期限までにハラール認証を取得しなければならなくなった製品・サービスはインドネシア領域内に搬入、流通、及び売買される場合、ハラール認証を取得することが義務付けられたが、イスラーム法により禁止された原料を用いた製品はハラール認証義務から除外され「非ハラール：non-halalまたはtidak halal」の明示する義務となった。

ハラールとハラームが明確ではなかったこともあり、ハラールとハラームの間に疑わしい物・事を意味する「シュブハ（アラビア語ラテン翻字:Shubha）」という概念がある。シュブハな食品はできるだけ食べることを避けることとされている。ハラール認証の目的はシュブハな事を明確にして、ハラールなもののみを食することができるようにすることにある<sup>(30)</sup>。

表3 ハラール製品保証法に関する運用スケジュール表

対応期限	対象物・サービス（注）
2024年10月17日 【5年後】	食品、飲料
2026年10月17日 【7年後】	化粧品、化学製品、遺伝子組み換え製品、包装材料、衣料品、帽子、アクセサリ、家庭用品、イスラーム教の礼拝用品、文具、事務用品 伝統薬品、サプリメント、医療機器 A クラス（低リスク製品）
2029年10月17日 【10年後】	一般薬品、医療機器 B クラス（低中リスク製品）
2034年10月17日 【15年後】	処方箋薬品、医療機器 C クラス（中高リスク製品）
別途規定	生物学的製品（ワクチンを含む）、医療機器 D クラス（高リスク製品）

（注）サービスは、各対象物に付帯する食肉処理、加工、保管、包装、配送、販売、給仕を指す。  
 （出典）BPJPH 資料からジェトロ作成「ハラール調査—農林水産物・食品の輸出と海外のハラール産業政策動向—(2018年3月)」, [https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/\\_Reports/02/2018/fc6966b6374be2ca/halal\\_201803\\_rev.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/02/2018/fc6966b6374be2ca/halal_201803_rev.pdf) ジェトロ, 「ハラール・非ハラールの明示義務, 飲食料品で5年後から」, <https://www.jetro.go.jp/biznews/2019/10/14c7f62587170c56.html>

(29) ジェトロ, 「ハラール調査 農林水産物・食品の輸出と海外のハラール産業政策動向—(2018年3月)」, [https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/\\_Reports/02/2018/fc6966b6374be2ca/halal\\_201803\\_rev.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/02/2018/fc6966b6374be2ca/halal_201803_rev.pdf) ジェトロ, 「ハラール・非ハラールの明示義務, 飲食料品で5年後から」, <https://www.jetro.go.jp/biznews/2019/10/14c7f62587170c56.html>

(30) 行政書士レイ国際法律事務所, 「シュブハ」, [http://www.ray-ffice.jp/authorization/シュブハ\(疑わしい\)の代表例, ハラール屠畜\(とちく\)されていない牛肉や鶏肉のほかに以下のようなものがある。](http://www.ray-ffice.jp/authorization/シュブハ(疑わしい)の代表例, ハラール屠畜(とちく)されていない牛肉や鶏肉のほかに以下のようなものがある。)

1. イスラームの原則に則った屠畜(とちく)方法がとられていない牛肉や鶏肉
2. 酒類を使用しているもの。みりん, 料理酒
3. ハラール食品であっても, 貯蔵や輸送でハラーム食品と混載され, 穢れたもの
4. 調理器具: ハラームなもので穢された後も清められていない食器や調理器具を用いたもの

(1) 食品のハラール認証<sup>(31)</sup>

インドネシア政府は、ハラール製品保証 (Jaminan Produk Halal: JPH) における食品に対する認証については、2024年まで5年以内に登録する猶予が与えられている。登録は2019年10月17日から始まり、食品および飲料業界は、2024年10月17日までにハラール登録を終了する必要がある。ルクマン・ハキム・サイフディン宗教大臣は、ハラール製品保証を規制するために、宗教大臣の省令<sup>(32)</sup>を発効した。宗教大臣の省令は、強制的なハラール認証が食品および飲料業界からスタートするとしている。

ハラール認証の義務化は、食品と飲料製品から実施され、食品と飲料以外の製品は次の段階で実施される。食品および飲料業界は2019年10月17日から2024年10月17日までの猶予をもって取得を義務化した。一方、食品および飲料以外の製品は、2021年10月17日に開始、同じく5年間の猶予をもってハラール認証が義務化した<sup>(33)</sup>。

(2) 化粧品のハラール認証<sup>(34)</sup>

化粧品に対するハラール認証は2026年10月17日までの7年の猶予をもって義務化される。同様の猶予をもって義務化されるのは、化学製品、遺伝子組み換え製品、包装材、衣料品、帽子、アクセサリ、家庭用品、イスラーム教の礼拝用品、文具、事務用品や伝統薬品、サプリメント、医療機器 A クラス (低リスク製品) が対象となっている。

インドネシアの化粧品市場規模は、約4,400億円である。今後、この市場を視野に入れてビジネス展開を行うためにはハラール化粧品としての認証が不可欠になる。ハラール製品プロセスで使用される材料は、原材料、加工材料、添加剤、補助材料で構成される。これらの材料は、動物、植物、微生物、および化学的、生物学的、または遺伝子工学的プロセスを通じて生産された材料に由来する。化粧品は、豚の抽出物を使う場合が多いので、注意が必要となる。ネシア・ウラマー評議会 (MUI) のファトゥアーによると、すべての材料がハラールでなければならない。ハラール認証を取得した企業は、ハラールラベルを製品に貼り付け、ハラール認証を取得した製品のハラール性を維持す

---

(31) 日本ハラール協会、2019年12月5日、「インドネシア ハラール認証制度について」、<https://jhalal.com/info/5835.html>

(32) 宗教大臣の規制はハラール製品保証に関する政府の規制 (PP31 Tahun 2019) から派生した規則であり、ハラール製品保証に関する政府の規制 (PP31 Tahun 2019) はハラール製品保証に関する法律 (UU No. 33 Tahun 2014) から派生した規制。

(33) すでにハラール認証を取得している製品には有効期限が切れるまで有効。宗教大臣の規制に従い、2019年10月17日から2024年10月17日まで登録をすることが出来、製品がこの期間中にハラール認証をまだ取得していない場合は罰せられない。

(34) WWIP CONSULTING JAPAN, NEWS, <https://wwip.co.jp/2019/11/28/hala/>

る必要がある。

### (3) 医薬品のハラール認証

医薬品のハラール認証については、低級品については化粧品と同様の7年の猶予をもって2026年10月17日までに伝統薬品、サプリメント、医療機器Aクラス（低リスク製品）が義務化される。低級品よりグレードの高い一般薬品、医療機器Bクラス（低中リスク製品）は10年の猶予をもって2029年10月17日までに義務化され、処方箋薬品、医療機器Cクラス（中高リスク製品）は2034年10月17日までに義務化される。最も高度な製品群である生物学的製品（ワクチンを含む）、医療機器Dクラス（高リスク製品）は別途規定するとして、その都度、導入が決定される。今大流行している新型コロナウイルスに対する人口呼吸器やECMO（extra-corporeal membrane oxygenation）<sup>(35)</sup>や新型コロナウイルス用のワクチンなどの高度な医療製品が該当する。

#### 4-3 ハラール製品保証実施機関の発足と審査手順

ハラール製品保証法によって、従来、インドネシア・ウラマー評議会（Majelis Ulama Indonesia: MUI）が有していたハラール認証発行の権限は、宗教省大臣の直下に新設のハラール製品保証実施機関（Badan Penyelenggara Jaminan Produk Halal: BPJPH）に移管されると定められている（第1条）。これにより、BPJPHは2017年10月に発足式を実施し、スコソ氏が初代長官に就任した。ハラール検査機関（Lembaga Pemeriksa Halal: LPH）が検査・試験業務を担い、MUIが対象製品をハラールであるか否かを判断するなど両機関が連携することとなった。MUIは認証権限を失うが、製品がハラールであるか否かの重要な判断を継続して担う。各機関の役割と審査手順は図3のとおりである<sup>(36)</sup>。

<sup>(35)</sup> 亀田メディカルセンター|亀田総合病院 集中治療科【亀田ICUでちょっとひといき】[http://www.kameda.com/pr/intensive\\_care\\_medicine/post\\_26.html](http://www.kameda.com/pr/intensive_care_medicine/post_26.html) ECMO（extra-corporeal membrane oxygenation）とは、人工肺とポンプを用いて心臓や肺の代替を行うものである。カニューラから脱血し、肺の代わりに流入血液の酸素化を行い、心臓の代わりに静脈から動脈へ血液を運び、再びカニューラから送血するのが主な機能である。広義にはECLS（extra corporeal life support）に含まれ、腎不全患者が行う透析や、移植前の心不全患者が用いるVAD（ventricular assist device）のように、体外の機械によって生命を支える機械の一つである。

<sup>(36)</sup> ジェトロ、「2019年10月までに施行予定のハラール製品保証法（インドネシア）」、<https://www.jetro.go.jp/biz/areareports/2018/a1a86efedca208b4.html>

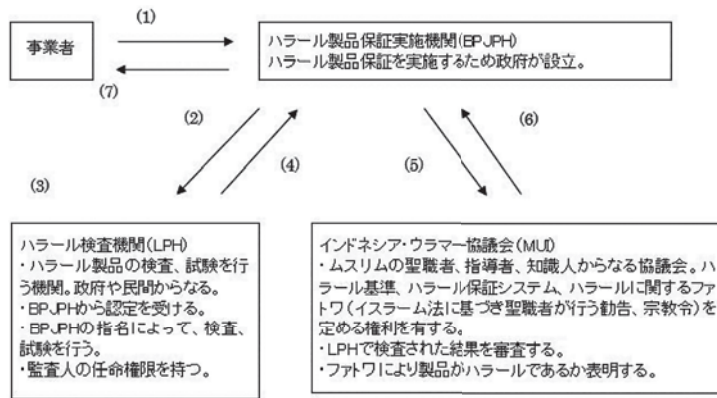


図3 ハラール製品保証法に基づく各機関の役割と審査手順

手順については以下のとおりである。

- (1) 申請者による申請内容は、事業者のデータ、製品の名称・種類、原材料リスト、製品加工プロセスなどを提出する。
- (2) PJPH が LPH に検査実施を指示する。BPJPH は、書類が整ったことを確認し、5 営業日以内に LPH に指示を出す。
- (3) LPH 監査人が製品を検査する。原則、製品検査は製造場所で行われる。
- (4) LPH は 検査結果を BPJPH に提出する。
- (5) BPJPH は、MUI に対し LPH からの製品結果検査に基づくファトワの決定を求める。
- (6) MUI は、ファトワ審議委員会でハラール性のステータスを決定し、ハラール/ハラームを BPJPH に表明する。検査結果一式取得から30営業日以内に行う。
- (7) ファトワの結果がハラールと表明された場合、BPJPH はハラール認証状を発行する。

MUI よりハラールのファトワ表明を受け取ってから7 営業日以内に行う。ここで、略号は以下の通り。

PJPH : Badan Pe nyelenggara Jaminan Produk Hala ハラール製品 保証実施機関

MUI : Majelis Ulama Indonesia インドネシア・ウラマー評議会

LPH : Lembaga Pemeriksa Halal ハラール検査機関

(出典) ジェトロ、「2019年10月までに施行予定のハラール製品保証法(インドネシア)」,  
<https://www.jetro.go.jp/biz/areareports/2018/a1a86efedca208b4.html>



#### 4-4 ハラール製品保証法の実施に関する政令公布<sup>(37)</sup>

2014年にハラール製品保証に関するインドネシア共和国法が公布され、2019年10月17日から施行された。主な同法のポイントは下記のとおりである。

- (1) ハラール認証取得が必要な範囲（第2条）
  - ① インドネシア領域内に搬入，流通，および売買される製品は，ハラール認証を取得する必要がある。
  - ② （イスラーム法の戒律で）禁止された原料を用いた製品は，ハラール認証義務から除外される。
  - ③ ハラール認証義務から除外された製品は，それを明示する必要がある。
- (2) 物品およびサービスの適用範囲（第68条，71条）
  - ① 物品：食品，飲料，医薬品，化粧品，化学製品，生物学的製品，遺伝子組み換え製品，および動物由来の成分を含む製品
  - ② サービス：食肉処理，加工，保管，包装，配送，販売，給仕
- (3) 国際協力（第25条-29条）：外国のハラール認証機関は，宗教省大臣の直下に新設のハラール製品保証実施機関（Badan Penyelenggara Jaminan Produk Halal: BPJPH）と相互認証にかかる協定を締結後，ハラール認証状を発行することができる。
- (4) 運用の流れ（第72条）：上記の運用は，段階的に行われることとなる。まず食品から開始し，その後，食品以外の製品が対象となる。また，10月17日までにハラール認証が取得できていない物品についての取り扱い，今後，他省庁から新たな法令が出る見込みである。しかし2019年12月末においても具体的な運用について政府からの説明はなく，今後，関連する法令などで明らかになることが期待される。

ハラール製品保証法は，これまでハラール対象ではなかった多くの製品にハラール取得の義務化を示唆する内容でありながら，その範囲については不明瞭な点が多い。同法では，対象製品を「食品，飲料，医薬品，化粧品，化学製品，生物製品，遺伝子組み換え製品ならびに国民が使用，利用または活用する物品および／またはサービス」（第

---

<sup>(37)</sup> ジェトロ，「ハラール製品保証法の実施に関する政令の公布」 <https://www.jetro.go.jp/biznews/2019/05/f38ce657f216be81.html>

1条)と定めており、従来に比べ広範な物品とサービスをハラールの対象としている。また、「インドネシア領域内において搬入、流通および売買される製品は、ハラール認証状を有する義務がある」(第4条)とし、従来は任意だったハラール認証を、全ての製品に義務化することを示唆している。

一方、ハラーム品の継続的な流通・販売を認めることを示唆する条項もある。例えば、「ハラール製品およびハラーム製品間におけると畜、加工、貯蔵、包装、配送、販売および提供のための位置、場所および器具の分離」(第24条第1項b, c)、「ハラームとされる原料に由来する原料から製品を生産する事業者は、ハラール認証状申請から除外される」「(該当する)事業者は、製品にハラールでない旨を表示しなければならない」(第26条第1, 2項)などの記述がある。この点について、モハンマド・ゼン部門長は「国内で流通および売買される全ての商品がハラールである必要はなく、食品・飲料、医薬品、化粧品、皮革類および動物由来成分を含むバイオ、化学製品について『ハラール』もしくは『ノンハラール』と示すことを義務付ける予定」という。

#### 4-5 2019年BPJPH設立後の新しいハラール規則について

ムスリムのあいだでは、日常的に購入あるいは消費するものがハラールかどうか、つまりイスラーム法で許されているかどうかを決めることは、非常に重要である。そこで、インドネシア政府はMUI(インドネシアイスラーム聖職者会議)ハラール認証団体に代わり、ハラール認証プロセスを有利にする新しい組織を設立した<sup>(38)</sup>。

インドネシア語でBPJPHはBadan Penanggulangan Jaminan Produk Halal(Halal Product Assurance Organizing Agency:ハラール製品保証組織団体)の略語である。2017年10月に、ハラール製品保証に関する2014-33法律(Law number 33 of 2014)に基づいてハラール認証登録を管理・承認するために、インドネシア政府により制定された。BPJPHはインドネシアでのハラール製品認証を取り扱う権利を持っているが、この組織のハラール提供に関しては、いまだ旧組織であるMUIのfatwa(ファトワ)を参考としている。

ハラール製品保証に関する2014-33法律(Law number 33 of 2014)によって、BPJPHはハラールの登録・試験・認証プロセスを含むかなりの数の行政的アクションを取る法

(38) 4-5から4-6までは、ジェトロ、「2019年BPJPH設立後の新しいハラール規則について」による。  
<https://halalbiz.jp/918/halal-regulation-in-indonesia/> BPJPHのメリット <https://www.hg.org/legal-articles/halal-regulation-in-indonesia-after-the-establishment-of-bpjph-law-46723>

的権利を持つこととなる。売買される製品が輸入品あるいは地元で生産されたものずれてであっても、これらのアクションはハラール認証のために実施される。BPJPHの主な権限は、Halal Product Assurance（ハラール製品保証）に関して、その条件や基準、ハラール監査の指導原則、ハラールラベルおよび認証登録のプロセスなどを含む詳細なポリシーを策定することである。

加えてBPJPHは、認証を受けたハラール製品についての情報を作成し公衆を教育する権限を持つことになる。BPJPHは製品のハラール保証を監視し、ハラールラベル・認証導入における地元機関と海外機関の合法的協業などの認証プロセスに対しても責任を持つこととなる。

#### 4-6 BPJPH法のメリット

BPJPH法の顕著なメリットの1つは、BPJPHの権限が海外の公的機関との協業のもとに登録されているため、BPJPHが国際法で認可されていることである。広い視野で見た場合、国際市場に製品を輸出したい企業が認証プロセスを繰り返す必要がなく、BPJPHは明らかに優位性をもつこととなる。インドネシアで取引・販売される海外製品にも同様のルールが適用される。もし、ある製品が他国の合法で信用のあるハラール保証であるBPJPHのハラール認証を持っている場合は、テスト・検査プロセスの義務なく、登録のみで済むこととなる。

新しいハラール保証のもう1つのメリットは、有効期限にある。2年の期限であった以前の法と違い、BPJPHに登録された製品は認証発行後4年の効力を持つこととなる。このことは、企業にとり認証延長にかかる時間とコストを節約することを可能にする。

その結果、BPJPHはインドネシアのハラール保証体系に新しい希望をもたらす。良く管理されたプロセスを通じ、BPJPHはハラール製品に対して法に適合した認証を提供することができ、ムスリムが安心して取引・消費することができる。さらに、BPJPHは認証を受けたハラール製品についての情報を作成、公開し、公衆を教育する権限を持つこととなる。BPJPHは製品のハラール保証を監視し、ハラールラベル・認証導入における地元機関と海外機関との合法的協業などの認証プロセスにおいても責任を果たすこととなる。

4-7 ハラール・ハラームの明示義務<sup>(39)</sup>

インドネシア副大統領府は2019年10月2日、ハラール製品保証法の運用開始に先駆けて、国内外の業界・商工団体に対する説明会を実施した。登壇したハラール製品保証実施機関(BPJPH)のスコソ長官は、動物由来の成分を含む飲食料品・非飲食料品、付帯するサービスを対象として、消費者向けにハラールとノンハラールを明示する制度を10月17日から開始することを明らかにした。ただし、飲食料品について5年、非飲食料品は7～15年の移行期間を設ける。対象製品・サービスを提供する事業者は、制度開始後直ちに対応する必要はないが、移行期間中にハラール認証を取得するか、非ハラールであることを表示する対応が必要となる見込みである。

ハラール製品保証法については、5月に施行細則の政令2019年第33号が公布された(2019年5月22日記事参照)が、運用規程である宗教大臣規程が公布されない状況が続いていた。説明会では、運用規程の準備が最終段階にあり、その内容はほぼ固まっているとの説明があった。スコソ長官によると、ハラーム製品、つまりハラールではない原材料を用いた製品は、「Tidak Halal」(ノンハラールを意味するインドネシア語)と商品やパッケージなどに明示することで、引き続き国内流通・販売が可能である。一方、ハラール製品については、BPJPHが発行するハラール認証を取得する。既にインドネシア・ウラマー評議会(MUI)の発行するハラール認証を保有している場合、運用規程の発布から3年間は認証マークを利用できる。3年以内に認証の有効期限が切れる場合は、更新に当たりBPJPHに申請が必要になる。対応期限は対象製品・サービスごとに異なっており、医療機器Dクラス(高リスク)と生物学的製品(ワクチンなど)は別途、関連規程で決定する予定である。

スコソ長官によると、海外のハラール認証機関がMUIと相互認証を有している場合、両機関で締結した相互認証協定が切れるまでは、引き続き協定に基づき、海外のハラール認証をインドネシア国内で利用できる。その場合、事業者はインドネシア国内で販売する製品について、事前にBPJPHに申請し、登録番号を得た上で、取得先のハラールマークと同番号をともに明示する。正式な運用細則は2019年10月17日までに発布される宗教大臣規程に記載される見込みである。

---

(39) ジェトロ、「ハラール・非ハラールの明示義務、飲食料品で5年後から」 <https://www.jetro.go.jp/biznews/2019/10/14c7f62587170c56.html>

#### 4-8 ハラールの判定

インドネシア国内においてハラール性を判定する権限はそのまま MUI が引き継いでいる。ただし、ハラール認証に関して申請窓口及び証書の発行元は LPPOM-MUI ではなく BPJPH に切り替わっている。2019年10月16日までに発行された LPPOM-MUI ハラール認証書は有効期限まで利用できるが、その後の申請及び更新は BPJPH に切り替わる。LPPOM-MUI は一つの LPH（監査機関）となる。企業は BPJPH に申請し、BPJPH は監査機関を任命し、監査機関は企業を監査し BPJPH を通して MUI に報告し、MUI はそれを基に判定しハラールの決定を BPJPH にあげ、BPJPH はハラール認証を発行するという流れになる。

表4 ハラール認証の申請手続きの流れ

手続き順	実施者	実施内容	審査日数(見込み)
1	事業者	申請書類の提出	—
2	ハラール製品保証実施機関 (BPJPH)	申請内容の審査	10営業日
3	BPJPH	ハラール検査機関 (LPH) の指定	5 営業日
4	ハラール検査機関 (LPH)	製品のハラール性検査・試験	40—60営業日
5	インドネシア・ウラマー評議会 (MUI)	製品のハラール性の決定	30営業日
6	BPJPH	ハラール認証の発行	7 営業日

BPJPH: Badan Penyelenggara Jaminan Produk Halal ハラール製品 保証実施機関  
 MUI: Majelis Ulama Indonesia インドネシア・ウラマー評議会  
 LPH: Lembaga Pemeriksa Halal ハラール検査機関

また、海外ハラール認証機関による承認がインドネシア国内で有効と認められるためには、海外ハラール認証機関はインドネシアの承認を受けなければならない。その承認は LPPOM-MUI から BPJPH に切り替わる。海外認証機関は BPJPH 承認を取得するには、今まで MUI 承認の他、政府承認と公的機関の適合性認定 (ISO 認定) が必要となる。

ジェトロが2019年12月20日、同窓口のヤフヤ氏に確認したところ、10月17日以降、既に国内大手企業を含む約500社が BPJPH に対してハラール認証の申請を行ったが、新ハラール制度に基づく工場監査を行う機関がまだ1つしかなく、手続き規定も未整備なことなどから、新たなハラール認証を発行した実績はないとのことである。また、新制度では申請から認証取得まで約5か月かかる見込みである。BPJPH としては、企業からの

申請を受理し、申請内容の審査を行うが、あくまで見込みの日程であり、これまでに発行事例がないことから、ハラール認証の発行がいつになるのかはいまだ不透明な状況が続いており、試行錯誤が当分続くと考えられている<sup>(40)</sup>。

## V. お わ り に

人口が2億5,000万人を超える、ムスリム最大の国家であるインドネシアでは、2019年10月17日よりインドネシア国内を流通する食品・化粧品・医薬品等の商品のみならずサービスの分野にもハラール認証を義務付ける法令が施行された。今後、インドネシアと同様の法令を定めるイスラーム文化圏の国が出てくる可能性は非常に高い。そこで、この新しい法律について検討した。この法律の制定を機会にして、イスラーム諸国が各国ばらばらであったハラール認証の内容も相互承認の方向性も出てきており、近年インドネシアとマレーシアでは、ハラールを相互に承認している。さらには、日本ハラール協会のように、日本国内において、各国の認証を取得することも可能となってきた。

この状況下で2019年10月に施行されたインドネシアの新規のハラール承認制度は、他のイスラーム諸国に影響を与えることが予想されることから、インドネシアにおけるハラール認証の意義を考える必要がある。さらに商品そのもののハラールのみではなく、運送等のサービスについてもハラール認証が必要となったことで、物流に関するハラールを検討する必要がある。そこで、新たに検討しなければならない物流について重点的に検討し、インドネシアの状況を検討し、どのように対処するかを考える。

検討対象となるハラール製品保証法は、これまでハラール対象ではなかった多くの製品にハラール取得の義務化を示唆する内容でありながら、その範囲については不明瞭な点はまだ多い。同法では、対象製品を食品、飲料、医薬品、化粧品、化学製品、生物製品、遺伝子組み換え製品ならびに国民が使用、利用または活用する物品のみならず、新しい発想としてサービスを定めており、従来に比べ広範な物品とサービスをハラールの対象としている。また、インドネシア領域内において搬入、流通および売買される製品は、ハラール認証状を有する義務があるとし、従来は任意だったハラール認証を、全ての製品に義務化することを示唆している。

---

(40) ジェトロ ビジネス短信 2019年12月25日、「インドネシアの新ハラール認証、発行手続きに遅れ」、<https://www.jetro.go.jp/biznews/2019/12/c2ace3b6dc878d02.html>

一方、ハラール製品およびハラーム製品間における、畜、加工、貯蔵、包装、配送、販売および提供のための位置、場所および器具の分離およびハラームとされる原料に由来する原料から製品を生産する事業者は、ハラール認証状申請から除外される、あるいは、製品にハラールでない旨を表示しなければならない、とされ、全ての商品がハラールである必要はなく、食品・飲料、医薬品、化粧品、皮革類および動物由来成分を含むバイオ、化学製品について『ハラール』もしくは『ノンハラール』と示すことを義務付ける予定」という。このことから、イスラーム文化圏の国々にとって輸入物品やサービスについて、大きな指針となるため、インドネシアの新法を検討することは重要と考えられる。イスラーム文化圏全体にたいしても、このインドネシアのハラール認証の新法は大きく影響を与えると考えられるため、今回の検討が今後の企業活動の一助になれば、幸いである。

#### 参 考 文 献

- 日本ハラール推進協会、「ムスリムフレンドリーツーリズム認証要求事項：旅行代理店がムスリムフレンドリーツーリズム認証を取得するための基準が分かる Kindle 版」
- 杉山維彦、「ハラールに関する先行研究とハラール・ビジネスの現状：ムスリム・インバウンドを対象とした「ハラール」について」、日本観光研究学会全国大会学術論文集 Proceedings of JITR annual conference 32, 369-372 ページ, 2017年12月
- 發地喜久治・市川治・吉岡徹、「東アジアにおけるハラール認証システム」、酪農学園大学紀要 人文・社会科学編, 第42巻第1号, 1-7 ページ, 2017年10月
- 山梨杏菜、「日本におけるハラール認証と食肉（特集 食肉と消費をめぐる動き）」、生活協同組合研究499号, 50-52ページ, 2017年8月
- 中尾美千代・中川伸子、「日本におけるハラール食：京都の和食レストランへの調査」、神戸女子短期大学紀要第61号, 107-116ページ, 2016年3月
- Pamela Ambler, 「訪日ムスリム観光客は140万人突破へ、高まるインバウンド需要」, Forbes (ビジネス), 2017/12/13 07:00 <https://forbesjapan.com/articles/detail/18907>
- 村上雄哉, 「輸出に向けたイスラーム食品市場の概観」, 醸協 第111巻11号, 728-735ページ, 2018年8月
- 本郷学・本郷正之, 「日本の農産物のイスラーム圏宛輸出促進に向けたハラール認証取得の提案」, 経営情報学会 全国研究発表大会要旨集 2018, 174-177ページ, 2018年5月
- 窪田さと子・耕野拓一, 「マレーシアにおける北海道産食品の評価と日本企業のハラール認証への対応と課題」, 畜産の情報 第315号, 36-45ページ, 2016年1月
- SankeiBiz, 「ハラール認証法, 産業界で懸念の声 インドネシア, 審査義務付けでコスト増」 2016年11月3日, <http://www.sankeibiz.jp/macro/news/161103/mcb1611030500017-n1.htm>
- 日経新聞 2018年8月21日付朝刊, 「物流, 東南アジアでハラール認証」
- 米調査機関ピュー・リサーチ・センター <http://www.pewresearch.org/>
- 日本ハラール協会 <https://jhalal.com/>
- 一般社団法人ハラール・ジャパン協会 <http://www.halal.or.jp/about/>
- 日本政府観光局「2019年12月訪日外客数 (JNTO 推計値)」 [https://www.jnto.go.jp/jpn/news/press\\_releases/pdf/200117\\_monthly.pdf#search](https://www.jnto.go.jp/jpn/news/press_releases/pdf/200117_monthly.pdf#search)
- Note, 「なぜムスリム女性はヒジャブを被るのか」 <https://note.com/studymuslimah/n/ne34d1f30c9e5>

- ジャカルタ新聞, 2018年3月22日, 「シャープ, ヒジャブ用洗濯機発表」 <https://www.jakartashimbun.com/free/detail/40888.html>
- Sankei Biz, 2018年8月6日, 「インドネシア, イスラーム市場取り込み ハラール認証, 食品以外にも拡大」, <https://www.sankeibiz.jp/macro/news/180806/mcb1808060500002-n1.htm>
- 知ろう, 学ぼう, 楽しもう<sup>14</sup> <http://www.jas.org.sg/magazine/yomimono/shiro/halal/halal.html>
- NPO法人日本アジアハラール協会 <https://web.nipponasia-halal.org/service> SALICA <https://www.salica.jp/-halal>
- NNA ASIA アジア経済ニュース, 「ハラール認証の表示義務, きょうから施行」, <https://www.nna.jp/news/show/1962730>
- ジェトロ, 「ハラール調査 農林水産物・食品の輸出と海外のハラール産業政策動向 —(2018年3月)」 [https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/\\_Reports/02/2018/fc6966b6374be2ca/halal\\_201803\\_rev.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/02/2018/fc6966b6374be2ca/halal_201803_rev.pdf)
- SankeiBiz 2016. 11. 3「ハラール認証法, 産業界で懸念の声インドネシア, 審査義務付けでコスト増」 <https://www.sankeibiz.jp/macro/news/161103/mcb1611030500017-n1.htm>
- 日本ハラール協会, 2019年12月5日, 「インドネシアハラール認証制度について」, <https://jhalal.com/info/5835.html>
- WWIP CONSULTING JAPAN, NEWS, <https://wwip.co.jp/2019/11/28/hala/>
- 亀田メディカルセンター | 亀田総合病院 集中治療科【亀田ICUでちょっとひといき】 [http://www.kameda.com/pr/intensive\\_care\\_medicine/post\\_26.html](http://www.kameda.com/pr/intensive_care_medicine/post_26.html)
- ジェトロ, 「2019年10月までに施行予定のハラール製品保証法 (インドネシア)」, <https://www.jetro.go.jp/biz/areareports/2018/a1a86efedca208b4.html>
- ジェトロ, 「ハラール製品保証法の実施に関する政令の」公布 <https://www.jetro.go.jp/biznews/2019/05/f38ce657f216be81.html>
- ジェトロ ビジネス短信 2019年12月25日, 「インドネシアの新ハラール認証, 発行手続きに遅れ」, <https://www.jetro.go.jp/biznews/2019/12/c2ace3b6dc878d02.html>